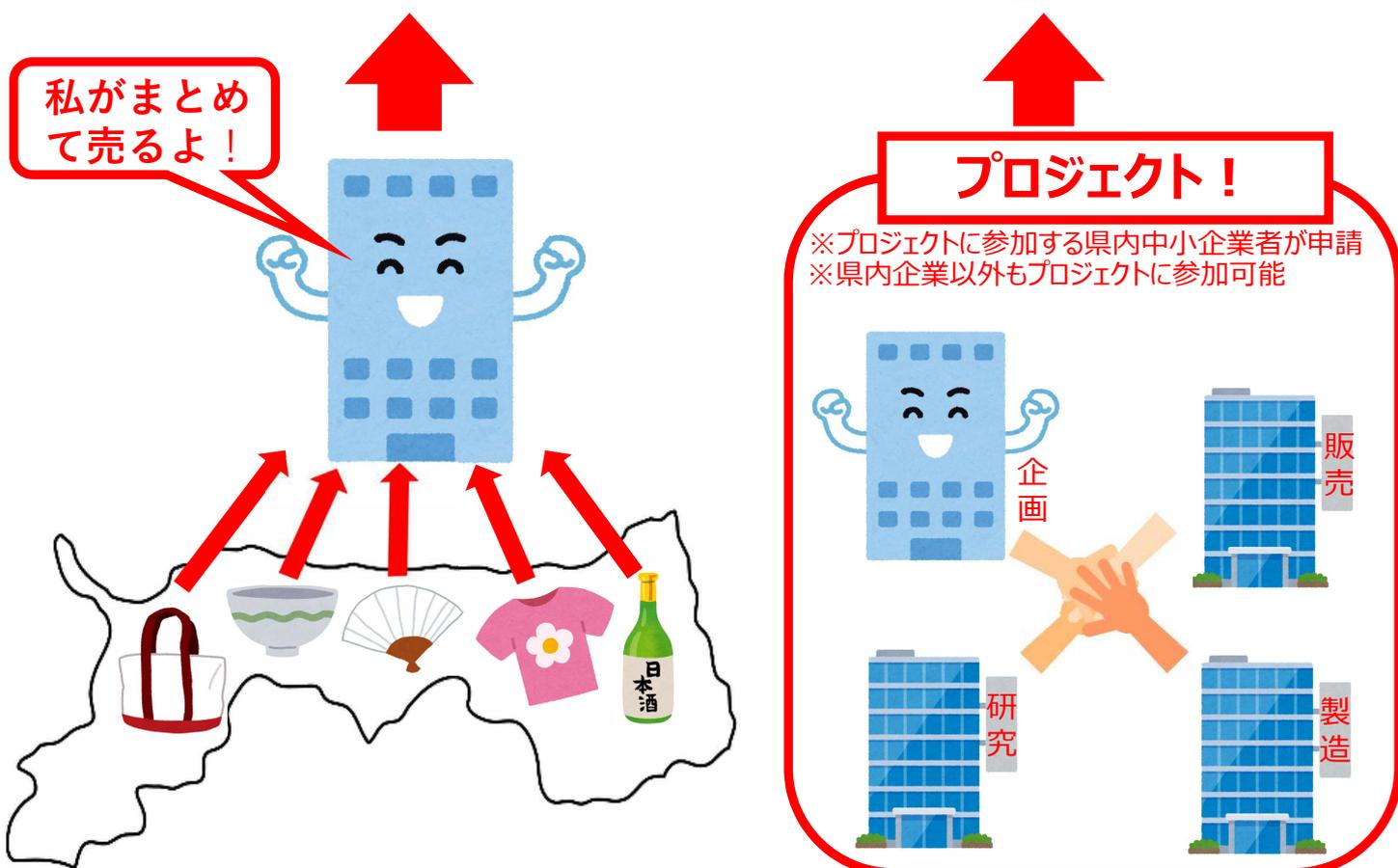


募集

鳥取県海外展開牽引企業創出補助金

提案書等提出期限：令和6年2月末まで

県内中小企業者が地域の牽引役となり海外需要獲得を目指す取組を支援します！



① 県内商社型外需獲得事業

[例]

県産の商材をとりまとめて、「鳥取」ブランドで海外市場向けに売り出していく。

② プロジェクト連携型外需獲得事業

[例]

企画・研究・製造・販売の役割を各社で分担し、1つのプロジェクトを立上げ、外需獲得に取り組む。

鳥取県海外展開牽引企業創出補助金

| | ①県内商社型外需獲得事業 | ②プロジェクト連携型外需獲得事業 |
|----------|--|---|
| 補助対象事業 | 補助対象者が県内事業者5者以上の商材をとりまとめて、対象地域において需要獲得に取り組む任意の事業 | 補助対象者が他の事業者や研究機関、商社等と連携したプロジェクトにより、対象地域において需要獲得に取り組む任意の事業 |
| 補助対象者 | 県内に主たる事業所を有する中小企業者 | |
| 対象地域 | TPP11協定、日EU・EPA、RCEP協定及びIPEFの対象地域、英国、香港、台湾 | |
| 補助対象経費 | 輸送・荷役費、海外販路開拓マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会等開催・出展費、各種認証取得費、感染症対策費、通訳・翻訳費 | 海外販路開拓マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会等開催・出展費、各種認証取得費、感染症対策費、通訳・翻訳費、サンプル輸送費 |
| 補助率等 | 補助率:2/3 (補助限度額：1,000千円) 県内港湾を利用して輸出する場合は 補助率:2/3 (補助限度額：2,000千円) | 補助率:2/3 (補助限度額：2,000千円) ※ただし、旅費交通費に係る補助率は1/2 (補助限度額:1,000千円) |
| 補助対象期間 | 12月以内 | |
| 提案書等提出期限 | 令和6年2月末まで | |

※交付については予算の範囲内とさせていただきます。

まずはご相談ください！

補助事業提案書等の各種様式については、鳥取県公式ホームページをご参照ください。

【問合せ先・申請先】

鳥取県商工労働部通商物流課（鳥取市東町一丁目220番地）
 電話：0857-26-7661(7660) ファクシミリ：0857-26-8117
 電子メール：tsushou-buturyu@pref.tottori.lg.jp

